

東京都教育委員会事務局職員の服務事故について

このことについて、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 懲戒処分の内容等

- (1) 職 名 指導主事（東京都教育委員会事務局）
- (2) 年 齢 40歳
- (3) 性 別 男性
- (4) 処分内容 懲戒免職

2 事故の概要

平成30年8月7日から平成31年3月31日までの間、当時勤務校等において、当時同校生徒と性行為を行うなどした。

なお、本件は、令和4年11月に、児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口で受けた相談により発覚した。

3 発令年月日

令和5年6月21日

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記被害者が特定される可能性があることから、被害者の人権に配慮し、被処分者の氏名を公表しないこととした。

【問合せ先】

指導主事の任用に関すること：東京都教育庁総務部総務課
電話 03-5320-6721（直通）

処分内容に関すること：東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください。

◆ 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

